

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に少数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)

派遣労働者の数	68名
派遣先の数	17事業所
マージン率	36.4%
派遣料金の平均額	17,600円 (1日8時間換算)
派遣社員の賃金の平均額	11,200円 (1日8時間換算)